

ID: 293

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習・文化財課

処分の概要	使用料の返還承認		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市公民館条例施行規則 第11条ただし書		
例 規 番 号	平成17年教育委員会規則第22号		
【根拠条文】 (使用料の返還) 第11条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次に掲げるときはこの限りでない。			
事由		返還の率	
(1) 使用者の責めに帰すことのできない事由により使用不可能になったとき。		既納使用料 の全額	
(2) 条例第10条第3号の規定により使用の許可を取り消したとき。			
(3) 使用の許可後使用日の7日前までに使用者からの使用の取下げ又は変更の申出があつて、教育委員会がこれについて相当の事由があると認めたとき。		教育委員会 が定める額	
【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	年 月 日